



ブログの写真に街なかの キャラクターが写り込んだら 著作権侵害？

弁護士 國松 崇

Aさんの趣味は、スマートフォンで風景写真を撮って自分のブログやSNS等で公開することです。ある日、ブログに載せた街の風景写真に、最近誕生したとある有名なキャラクターの看板が写っていることに気が付きました。キャラクターには著作権がありますし、著作権侵害は捕まったりするとも聞いたことがあります、大丈夫でしょうか。

◆——著作権とは

PCやスマートフォンが普及し、誰でも気軽に綺麗な写真を撮ったり、好きなイラストや動画を作成するといった行為が可能になりました。また、それをインターネット上で公開して、世界中の人に見てもらうことも。そういった技術の進化によって世の中がどんどん便利になる一方で、簡単に複製（コピー）すること等もできるようになり、思わぬところで著作権侵害の被害者や、下手をすると加害者になってしまうおそれも増えています。無用なトラブルに巻き込まれないためにも、ここで著作権のイロハを勉強しましょう。

事例について検討する前に、まずは著作権の基礎知識をおさらいです。

著作権とは、著作権法という法律によって保護されている、「著作物（創作性のある表現：典型例は小説・イラスト・音楽等）」に生じる権利のことです。具体的にいうと、著作権を持つ著作権者（原則として「つくった人」ですが、著作権は誰かに譲渡することも可）は、「他人に無断で自分の著作物を利用されない（例：勝手に複製されない、インターネットにアップロードされない等）」という権利を持つことになります。無断利用に対しては、差止めや損害賠償の請求ができます。

著作権には「保護期間」があり、権利の発生から一定期間（原則は作者の死後50年）経つと、その著作物はみんなのもの、つまり誰でも自由に利用できる公共財産になります。

著作権侵害には刑事罰の適用があります（最大で10年以下の懲役や1000万円以下の罰金も！）が、現在は著作権者が刑事事件にすることを望まない限り、罰せられることはありません（これを「親告罪制度」といいます）。

◆——解説

今回の事例にそって考えてみましょう。とある有名なキャラクターは「絵・イラスト」という創作的な表現物として「著作物」ということができそうです。そして、この絵・イラストを描いた人が現実にいるはずですから、その作者には著作権が生じているはずですね。また、「最近誕生した」ということは、作者も存命で保護期間も切れていないということになります。そうすると、形の上では著作権侵害になってしまいそうです。

でも、ちょっと待ってください。今や街中にあらゆる著作物があふれていて、街の風景写真を撮るときはそれらを全部避けて撮影しなければならないなんて不可能ですよ。著作権法はクリエイターの著作権の保護を図りつつ、一方で我々の日常生活があまりに窮屈になってしまわないよう、いくつかの例外規定を設けているんです。その一つに、写真や動画撮影の際に、意図せず写真等の一部に「写り込み」してしまった著作物については、著作権侵害としない、とする規定があります。その程度であれば、著作権者の経済的利益に影響がない、と考えられているわけです。

従って、Aさんの行為は、著作権のある著作物を利用する行為ではあるものの、この例外規定の適用によって著作権侵害とはならない、ということになります。

著作権は保護をし過ぎると新たな創作を阻害したり（模倣から新しい文化は生まれるともいわれています）、我々の日常生活を窮屈にしまうおそれがあります。クリエイターに対する保護を図りつつ、文化の健全な発展のためにどうバランスを取るか、著作権法はそんな微妙な綱引きの上につくられているんです。

執筆者プロフィール

國松 崇（くにまつ・たかし）

弁護士（第一東京弁護士会）。同志社大学法学部、首都大学東京法科大学院卒業。TBS初の社員弁護士として、主に知的財産権を中心としたビジネス・エンタテインメント法分野で幅広く経験を積んだ後、法律事務所に移籍。現在は個人・法人、刑事・民事問わず、様々な事件を扱う。趣味はゴルフとお笑い鑑賞。東京リベルテ法律事務所所属。